

東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

東 大 阪 市

目次

1. 目的
2. 業務の概要
3. 参加資格要件
4. スケジュール概要
5. 参加手続
6. 審査及び結果通知
7. 委託事業者の決定
8. 契約について
9. 支払方法
10. 企画提案者が1者又はない場合の取扱い
11. 応募の辞退
12. 募集に関する留意事項
13. 提出先及び連絡先

別紙 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務公募型プロポーザル評価基準

1 目的

東大阪市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき策定しており「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると「一般廃棄物処理基本計画は目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するもの」とされています。

現行の「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」は、令和7年度に策定から5年が経過し、中間目標年度をむかえるため、現行計画策定以降の国による循環型社会形成に向けた法体系の整備動向等を踏まえ、令和8年度を初年度として令和17年度を最終目標年度とする「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行います。

そこで、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画書等を、一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施します。

なお、令和6年度は、家庭系ごみ質組成調査や事業系ごみの現状把握等の基礎調査、現行計画の進捗状況の把握、次期計画策定に向けた課題の抽出を行っていただき、その結果を基に、令和7年度にごみの発生量予測や減量目標値の設定、目標達成に向けた施策の立案など、新たな計画案を策定していただきます。

2 業務の概要

項目	内容
業務名称	東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務
業務内容	東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
履行期間	契約の締結日から令和8年3月31日まで
予算限度額	金8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 本市の令和5・6・7年度入札参加有資格者名簿（コンサルタント業務）に「土木業務」又は「調査・その他業務」で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 本プロポーザル募集開始日から契約締結の日までの間において、本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続または再生手続の開始の申立がなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立または、破産手続開始決定がされていないこと。
- (6) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）の規定による暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 過去5年間において、市町村から発注されたごみ質組成調査、一般廃棄物処理基本計画策定の実績を有していること。

4 スケジュール概要

項番	手続き等	期限等
1	実施要領等の公表 (募集開始)	令和6年5月7日(火) ※東大阪市ウェブサイトで公表
2	実施要領等の配布	令和6年5月7日(火)から
3	参加意思表明書の受付	令和6年5月16日(木) 午後5時30分まで (必着)
4	審査結果通知	令和6年5月20日(月)
5	質問書の提出	令和6年5月16日(木) 午後5時30分まで (必着)
6	質問書の回答	令和6年5月24日(金)までに随時回答
7	提案書類の提出	令和6年5月27日(月)から 令和6年5月31日(金) 午後5時30分まで (必着)
8	プレゼンテーション	令和6年6月6日(木)
9	選定結果通知	プレゼンテーションの翌日以降
10	契約書の締結	令和6年6月下旬

※上記に記載する日時等に変更が生じた場合、応募者に改めて通知します。

5 参加手続

(1) プロポーザル参加申込

① 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加意思表明書兼誓約書 (様式第1号)

(イ) 事業者概要 (様式第2号)

・パンフレット等があれば添付してください。

(ウ) 類似業務実績調書 (様式第3号)

・業務実績を証する書類として、当該業務の契約書の鑑及び業務内容が記載されている頁の写しを添付すること。

・書類審査において、5者を超える応募があった場合は、類似業務実績調書において、実績が多い者から順番に最大5者を選出し、残りの応募者については、プロポーザルに参加できません。なお、実績数の同じ者があった場合は、直近の実績が多い者を優先しますが、直近の実績数も同じ場合は、5者を超える応募者がプロポーザルに参加する可能性があります。

※提出いただいた書類は評価基準における業務実績の評価項目となります。

② 提出先

東大阪市環境部循環社会推進課 (13 提出先及び連絡先 参照)

③ 提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月16日(木)午後5時30分まで (必着)

④ 提出方法

郵送又は持参とします。郵送の場合は書留郵便で送付することとし、持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日において、午前9時00分から午後5時30分までの間のみ受付を行います。

す。

⑤ 提出部数

提出書類は、各1部を作成し、提出してください。

⑥ プロポーザル参加資格審査結果通知

参加者にはプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第7号）を令和6年5月20日（月）に電子メールにより通知します。

(2) 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

① 提出書類

質問書（様式第4号）

② 提出先

東大阪市環境部循環社会推進課（13 提出先及び連絡先 参照）

③ 提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月16日(木)午後5時30分まで（必着）

④ 提出方法

電子メールのみとする。なお、必ず電子メール送信後に到着確認の電話連絡を行うこと。提出先及び連絡先は「13 提出先及び連絡先 参照」を参照のこと。件名は「東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務に関する質問（事業者名）」としてください。

④ 質問回答日

令和6年5月24日(金)までに随時回答

電子メールにより全事業者に対して回答します。

(3) 企画提案に係る提出書類

書類審査において、参加資格を認められた者は、本業務仕様書の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

① 提出書類及び提出部数

(ア) 本業務に対する企画提案書（任意様式）【正本1部、副本9部】

- ・本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載してください。
- ・記載事項は、別紙「東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務公募型プロポーザル評価基準」に留意して記載してください。
- ・企画提案書は、仕様書の「4 業務内容」に示す内容に沿って、A4判 16ページ以内（表紙、目次を除く。）で作成すること。なお、A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込みとします。A3判を使用する場合は、A4判2ページ分と換算します。
- ・使用する文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、図表・図面中の文字サイズについては、この限りではありません。
- ・正本には会社名、所在地、代表者の役職及び氏名を記載し、本市届出印（使用印鑑）を押印

すること（記載・押印する箇所は任意とする）。また、副本には会社名等の記載や押印を一切行わないこと。合わせて、書類審査時の公平性、透明性を確保する観点から、ロゴや名称等事業者が推測、推定できるものは不掲載または黒消し処理を行ったうえ提出すること。故意にロゴや名称等を掲載していると認められるときは減点または失格となる場合があります。

(イ) 工程計画表（様式第5号）【正本1部、副本9部】

・副本には会社名等の記載や押印を一切行わないこと。

(ウ) 見積書及び内訳書（任意様式）【正本1部】

・見積額には消費税を含めて記載ください。

※予定金額を超える見積金額を提出した場合は失格とします。

(エ) 担当者配置表（様式第6号）【正本1部】

・本業務に従事する副担当以上の人員の人数及びその体制とそれぞれの役割分担を記載してください。

・従事者の資格や類似業務の従事実績等について記載してください。

② 提案書等の提出

(ア) 提出先

東大阪市環境部循環社会推進課（13 提出先及び連絡先 参照）

(イ) 提出期間

令和6年5月27日(月)から令和6年5月31日(金)午後5時30分まで（必着）

(ウ) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの市役所開庁日において、午前9時00分から午後5時30分までの間のみ受付します。

(4) 選考方法

選考は「指名型プロポーザル方式」により行い、提案書類による書類審査及びプレゼンテーション審査により委託業者を選定する。

プレゼンテーション審査は以下の内容により実施する。開始時間等の詳細は別途、対象者に連絡する。

① 実施予定日

令和6年6月6日(木) ※詳細は別途通知

② 時間配分

各事業者30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

③ プレゼンテーション・ヒアリングにおける留意事項

(ア) 本業務に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

(イ) 出席は3名までとします。

(ウ) 新たな資料の提出は不可とします。

(エ) パワーポイントの利用は可としますが、パソコンについては、ご用意願います。USBメモリー等にパワーポイントのファイルを保存したものをお持ちください。

(オ) 公平性、透明性を確保する観点から、ロゴや名称等、事業者が推測、推定できる資料等の持ち込みや、会場内における事業者名の公言は控えること。故意にロゴや名称等を掲載した資料を持ち込んだり、事業者名を公言したと認められるときは減点または失格となる場合があります。

6 審査及び結果通知

「東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務公募型プロポーザル選考委員会」（以下、「委員会」という。）において、審査を行います。評価基準は別紙「東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりです。委員会委員一人につき、100点満点を割り当て、応募のあった者の審査を行った上、評価を行い、各委員の合計点を委員数で除して算出した最終評価点（平均点）において、最も得点が高い者を最優秀提案者とし、その次に得点が高い者を次点者とし、契約候補者として選定します。なお、応募が1事業者であっても審査し、適否を判断します。

(1) 審査の方法及び留意事項

- ① 審査は、委員会において、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い評価します。
- ② 価格評価及び提案内容等の点数化については、別紙「東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務公募型プロポーザル評価基準」のとおり評価配点に基づく評価を行います。
- ③ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、委員会委員の投票による多数決で決定します。
- ④ 審査の合計点の総計が6割未満の場合は失格とします。
- ⑤ 委員会は非公開とします。

(2) 審査の結果通知

審査結果として、審査結果通知書（様式第8号）により、その旨を通知します。プレゼンテーション及びヒアリングの翌日以降に電子メールにより通知します。また、選考結果は、東大阪市ウェブサイト上でも公表します。

※審査方法、審査結果に対する異議は認めません。

7 委託事業者の決定

6により最優秀提案者に選定したものを、当該業務における契約候補事業者として交渉を行います。ただし、最優秀提案者と選定したものととの契約が不調となった場合は、次点者と契約の交渉を行い、委託事業者を決定します。なお、契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とします。

8 契約について

- (1) 7により委託事業者に決定したものと、本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定していますが、協議調整のうえ決定します。
- (2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった

場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

9 支払方法

業務委託料については、業務完了後、受託者の請求により、受託者指定の口座に一括で振込みます。

10 企画提案者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 企画提案者が1者の場合も審査・選定を行います。品質確保の観点から最低基準点を合計点の総計の6割と設定し、最低基準点に満たない場合は採択せず、再度、公募を行います。
- (2) 企画提案者がいない場合、再度、公募を行います。

11 応募の辞退

本プロポーザルに参加意思を表明した後に応募を辞退するときは、応募辞退届（様式第9号）を提出すること。

12 募集に関する留意事項

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する事業者は失格とします。

- ① 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき
- ② 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ③ 見積価格の上限額（8,400,000円）を超える提案を行った場合
- ④ 提出書類の記載内容に虚偽があると認めた場合
- ⑤ プレゼンテーションを欠席した場合
- ⑥ 契約締結日までに前記「3 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ⑦ その他、不正な行為があった場合、またはこの要領に定める手続きによらなかった場合

(2) その他留意事項

- ① 本市は、やむを得ない理由により、本プロポーザルを延期、中止、または取り消すことがあります。この場合において参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあってもその賠償を請求できないものとします。
- ② 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル方式実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- ③ 提案募集に参加するために必要な費用は、参加者の負担とします。
- ④ 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 提出された書類は一切返却しません。
- ⑥ 本業務の処理にあたっては、個人情報保護に関する法律、東大阪市個人情報保護条例を遵守すること。
- ⑦ 本市が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、公募書類と同等の効力を有するものとし

ます。

⑧ 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。

1.3 提出先及び連絡先

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

東大阪市環境部循環社会推進課 (担当：高部・橋本)

TEL 06-4309-3199 FAX 06-4309-3829

e-mail junkanshakai@city.higashiosaka.lg.jp

別紙

東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定業務公募型プロポーザル評価基準

事業者評価 (配点30点)	業務実績（一般廃棄物処理基本計画にかかるもの）	10点
	業務実績（家庭系ごみ質組成調査にかかるもの）	10点
	業務実施体制	10点
提案評価 (配点50点)	国の法律等及び社会情勢の変化と動向についての把握	10点
	家庭系ごみ質組成調査について	15点
	事業系ごみのごみ排出実態の把握及び減量施策の立案	10点
	現行処理基本計画の進捗状況と計画課題の把握	15点
プレゼンテーション (配点10点)	分かりやすさ・実現性・熱意	5点
	質問への回答の的確さ	5点
価格評価 (配点10点)	提案見積価格を点数化	10点